秋田市ツキノワグマ捕獲報奨金取扱実施要領

令和７年11月27日
市　長　決　裁

（目的）

第１条　この要領は、狩猟期間におけるツキノワグマの捕獲圧を強めることで個体数の減少を図り、市街地への出没を未然に防止するため、狩猟期間中にツキノワグマを捕獲した狩猟者に対し報奨金を支払うことについて定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「狩猟期間」とは、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第６次ツキノワグマ）に規定する狩猟期間をいう。

(2) 「狩猟者登録証」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第60条に規定する狩猟者登録証をいう。

(3) 「法定猟法」とは、法第２条第７項に規定する法定猟法をいう。

(4) 「報告」とは、法第75条第１項に規定する報告をいう。

(5) 「確認」とは、市による書面確認をいう。

（交付対象者）

第３条　報奨金の交付対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 狩猟者登録証を有する者

(2) 狩猟期間中に市内で法定猟法によりツキノワグマを捕獲した者

(3) 捕獲個体について、秋田県に報告しており、市の確認を受けツキノワグマ捕獲確認書（様式第１号）の交付を受けた者

（報奨金の交付額）

第４条　報奨金の額は１頭につき10,000円とする。

（報奨金の請求）

第５条　報奨金の交付を受けようとする者は、狩猟期間が終了した日から30日以内に、請求書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 捕獲個体を識別できる写真

(2) 市から交付されたツキノワグマ捕獲確認書（様式第１号）

(3) 狩猟者登録証の写し

（報奨金の取消しおよび返還）

第６条　市長は、報奨金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付決定を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により報奨金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この要領の規定又は交付の条件に違反したとき。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和７年11月27日から施行する。